

Oral Rehydration Solution  
**経口補水液**  
オーエスワン®シリーズ

**OS-1**



消費者庁許可  
個別評価型  
病者用食品

## 経口補水液オーエスワン®シリーズの販売について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

『特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について（令和 6 年 12 月 10 日付け消食表第 1078 号以下、「課長通知」）』に関して、多くのお問い合わせをいただいております。

経口補水液を販売するにあたり、留意すべき事項について説明いたします。

今後とも一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

### 1. 店舗に求められる対応

「課長通知」4.

経口補水液は病者用食品であることから、販売店等において、消費者が医師、管理栄養士、薬剤師、看護師、登録販売員への相談、指導を得られる体制を構築することが望ましいこと。

現在ではまだ、経口補水液の特性、使用方法について消費者の理解が十分とは言えない状況であるため、消費者が経口補水液を購入する際に、経口補水液について相談や指導が受けられる体制を作っておくことが望ましい、ということを知っています。「体制」とは、店舗に勤務する医療関係者が、購入者に対して、飲み方等のアドバイスをできる状態であることを意味しています。

相談・指導の方法は、対面に限定されるものではありません。

### 2. 許可を受けた者（許可保有企業）に求められる対応

なお、経口補水液の販売にあたっては、許可を受けた者（許可保有企業）へも留意事項が示されています。

#### （1）実店舗で販売する場合

ア 消費者に対して、医師に指示されているかを医療関係者\*が確認できる体制を整えていること。

※医師、管理栄養士のほか、経口補水液の適切な使用方法を説明できる薬剤師、看護師、登録販売者等の医療関係者をいう。

『（「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について（令和6年 12 月 10 日付け消食表第 1028 号）の別添3の「11. 経口補水液の販売方法」』

これに対し、当社では以下の取組みを行っています。

- ・ お客様相談センターに医療関係者を配置し、消費者や店舗からの問い合わせに対応できる体制を整えています。
- ・ 経口補水療法や経口補水液の使用方を説明した資料を作成しています。
- ・ 店舗における相談・指導の体制構築にあたり必要な資料の提供を行っています。

なお、消費者庁のホームページに掲載された普及啓発資料などもご活用いただけます。

### 3. その他の留意事項

特別用途食品の許可を取得しているオーエスワンシリーズは、6月以降も従来通り販売可能です。販売や購入にあたって規制や制限はありません。

以上



Otsuka

販売者

株式会社大塚製薬工場